

## 1. 2023年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための活動制限指針に基づく授業および試験実施内容について

本学では、活動制限指針に基づき制限レベルに基づく授業および試験を実施してきましたが、新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行することに伴い、5月8日（月）から活動制限指針による制限レベルを「レベル0」とします。

「レベル0」となった場合の「授業」「試験」の実施については、履修要項およびR Guideに周知しているとおりです。平時とは異なる対応が発生する場合にはSPIRIT教務部ページ「教務からのお知らせ」で発表します。

また大学としては、「レベル0」となった以降も当面の間、屋内屋外問わず近距離において発話を伴う場合はマスクの着用を引き続き推奨しますが、着用するか否かは各個人が経験や状況を踏まえて判断してください。他者に着用・非着用について強要することのないよう留意してください。

なお、首都圏の感染者数の増減傾向、文部科学省や各自治体、その他社会からの要請の有無、学内状況等を総合的に検討し、年度途中で制限レベル設定の変更ならびに活動制限指針の撤廃がなされることがあります。その場合にも、SPIRIT教務部ページ「教務からのお知らせ」で発表します。

活動制限指針および現時点のレベル設定・対象期間等については、「新型コロナウイルス感染症関連情報 在学生のみなさまへ」にてお知らせしています。

## 2. 新型コロナウイルス感染症に感染した学生への教務上の対応について

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行したことにより、新型コロナウイルス感染症に感染した場合の教務上の対応は、他の学校感染症に罹患した場合と同様となります。移行後は申請する方法が変わりますので、詳細は、履修要項「II-7 学校感染症に罹患した場合の措置について」および「VI-6 追試験」を確認してください。

授業の欠席に関する配慮については、R Guide 各学部・研究科「授業・学籍・試験」>[授業について](#) でも確認できます。

なお、活動制限指針による制限レベルが「レベル0」となるため、5月8日（月）以降は「新型コロナウイルス感染症（重篤化リスク）に係る配慮」についても配慮対象とはなりません。

## 3. 各種備品について（飛沫パーティションや消毒用アルコールなど） 5/8 更新

5月8日以降、以下のものは順次撤去・終了します。

- ・教室教卓の飛沫パーティション
- ・一部の消毒用アルコール等
- ・ベンチおよびその付近における身体距離確保の掲示物
- ・エレベーターにおける表示
- ・共用部（ドアノブ、スイッチ等）について実施していた拭き取り清掃

5月8日以降、以下のものは継続して設置します。

- ・建物入口および食堂入口の消毒用アルコール
- ・各教室の教卓設置の消毒用アルコールとペーパータオル
- ・体育施設のロッカールームとトレーニング施設の消毒用アルコール
- ・各教室において効果的な換気が可能となる開き具合や開放ドアを示すシール
- ・体育施設における拭き取り清掃

その他

- ・各事務部局に設置のパーティション等は各事務部局の判断で撤去・設置します。
- ・食堂のパーティション（コモンルーム等含む）は春学期末試験開始後、2週目から順次撤去します。